

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-4
提出年月日	令和5年3月15日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第26条 原子炉制御室等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	表紙	別添3の資料名称の適正化（下線部参照） （旧） 別添3 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 原子炉制御室等 （新） 別添3 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 原子炉制御室等	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	表紙	概要の適正化（下線部参照） （旧） 3.において、追加要求事項に適合するための <u>技術的能力（手順等）</u> を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 （新） 3.において、追加要求事項に適合するための <u>運用、手順等</u> を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-20, 28	記載の適正化（下線部参照） 6.10.1.2(8)及び6.10.1.7(7) （旧）発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される （新）発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があるとして想定される	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-20～21	高浜1/2号炉及び美浜3号炉を参照し、記載を適正化した（下線部参照） （旧） 中央制御盤は、発電用原子炉及び主要な関連設備の計測制御装置による運転監視操作機能を設けた主盤、発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために設けた運転指令卓及び大型表示盤で構成する。主盤は、発電用原子炉及び主要な関連設備の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に必要な盤面器具及び盤面表示（指示計、記録計、操作器、警報表示）を運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮して配置する。 （新） 中央制御盤は、 <u>原子炉制御設備、プロセス計装、原子炉保護設備、工学的安全施設、蒸気タービン設備、電気設備等の計測制御装置による運転監視操作機能を設けた主盤</u> 、発電用原子炉及び主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために設けた運転指令卓及び大型表示盤で構成する。主盤は、 <u>発電用原子炉施設の通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の対応に必要な盤面器具及び盤面表示（指示計、記録計、操作器、警報表示）</u> を運転員の操作性及び人間工学的観点から考慮して設置する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-28	記載の適正化（下線部参照） （旧） 6.10.1.7 評価 （1）中央制御室には、中央制御盤を設けており、集中的に監視及び制御を行うことができる。 また、中央制御盤は誤操作、誤判断を防止でき、かつ、操作を容易に行うことができる。 （新） 6.10.1.7 評価 （1）中央制御室には、中央制御盤を設けており、 <u>発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況、主要パラメータについて、集中的に監視及び制御を行うことができる、</u> また、中央制御盤は誤操作、誤判断を防止でき、かつ、操作を容易に行うことができる。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-33	（a）中央制御室非常用循環フィルタユニットの容量の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） （旧） 容 量 約85m ³ /min（1基当たり） （新） 容 量 約85m ³ /min	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-35	記載の適正化（下線部参照） （旧） また、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。 （新） また、 <u>津波襲来時及び高潮時の海面変動を把握するため、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。</u>	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-10	構内監視カメラの増設に伴い、設置場所を追記した。（下線部参照） （旧） 3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上に設置する （新） 3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上、 <u>1号炉原子炉建屋壁面、1号及び2号炉背後法面、及び開閉所遮風建屋屋上に設置する</u>	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-11	図2.1-1 記載の適正化 ・電話、FAX、PC等についてどの情報をどの端末で確認（収集）しているか整理し、補足情報を別添1の図に追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-11	構内監視カメラの増設及び生物学的事象を把握するための基準適合上必要な設備を取水ビット水位計のみとしたため、「図2.1-1 中央制御室における外部状況把握のイメージ」を修正した。 （下線部参照） 追加 構内監視カメラ④（1号炉原子炉建屋壁面） 追加 構内監視カメラ⑤（1号及び2号炉背後法面） 修正 （旧）構内監視カメラ④⑤（開閉所遮風建屋屋上） （新）構内監視カメラ⑥⑦（開閉所遮風建屋屋上） 削除 スクリーン水位差	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-12	生物学的事象を把握するための基準適合上必要な設備を取水ビット水位計のみとしたため、「図2.1-2 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図（取水ビット水位計、潮位計及び気象観測設備）」からスクリーン水位差計を削除した。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-13	構内監視カメラの増設に伴い、「図2.1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図（監視カメラ）」を修正した。 追加 構内監視カメラ④（1号炉原子炉建屋壁面） 追加 構内監視カメラ⑤（1号及び2号炉背後法面） 修正 （旧）構内監視カメラ④⑤（開閉所遮風建屋屋上） （新）構内監視カメラ⑥⑦（開閉所遮風建屋屋上） 追加 凡例	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-14	記載の適正化（下線部参照） （旧）水平360°，垂直90°の旋回が可能な設備とすること （新）水平360°，垂直上下90°の旋回が可能な設備とすること	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-14	構内監視カメラの増設に伴い、設置場所を追記した。（下線部参照） （旧） 構内監視カメラは、自然現象等の監視強化のため3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上に5台設置し （新） 構内監視カメラは、自然現象等の監視強化のため3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上、1号炉原子炉建屋壁面、1号及び2号炉背後法面、及び開閉所遮風建屋屋上に7台設置し	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-14	山側の開閉所遮風建屋屋上の構内監視カメラを可視光と赤外線デュアルカメラに交換する方針としたため、下記記載を修正した。（下線部参照） （旧） なお、可視光カメラ（照明機能を使用する場合も含む）による監視 （新） なお、可視光カメラによる監視	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-15	表2.1-1中の電源供給欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 代替交流電源設備から給電可能 （新） <u>非常用所内電源（代替交流電源設備から給電可能）</u>	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-15	表2.1-1中の積雪荷重欄について設計基準積雪量を見直したことから記載を修正した。（下線部参照） （旧） 積雪（ <u>150 cm</u> ）による荷重を考慮 （新） 積雪（ <u>189 cm</u> ）による荷重を考慮	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-15	表2.1-2中の電源供給欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 常用系電源 （新） <u>常用所内電源</u>	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-15	表2.1-2中の積雪荷重欄について設計基準積雪量を見直したことから記載を修正した。（下線部参照） （旧） 積雪（ <u>150 cm</u> ）による荷重を考慮 （新） 積雪（ <u>189 cm</u> ）による荷重を考慮	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-15	表2.1-2中の台数について、増設するカメラ及び交換するカメラの設置場所を追記した。 追加 1号炉原子炉建屋壁面 1台 追加 1号及び2号炉背後法面 1台 追加 開閉所遮風建屋屋上 2台	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-15	可視光カメラ（照明機能付き）を可視光と赤外線デュアルカメラに交換するため、表2.1-3 構内監視カメラの概要を削除した。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-17	構内監視カメラの増設に伴い、「図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を修正した。 追加 構内監視カメラ④（1号炉原子炉建屋壁面） 追加 構内監視カメラ⑤（1号及び2号炉背後法面） 修正 （旧）構内監視カメラ④⑤（開閉所遮風建屋屋上） （新）構内監視カメラ⑥⑦（開閉所遮風建屋屋上）	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-20	26条-別添1-15から「表2.1-3」削除に伴い、「表2.1-4」を「表2.1-3」に修正した。 表2.1-3中の生物学的事象の把握手段から「スクリーン水位差計」を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-22	26条-別添1-15から「表2.1-3」削除に伴い、「表2.1-5」を「表2.1-4」に修正した。 表2.1-4から「スクリーン水位差」を削除した。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-27 26条-別添1-55	「図2.3-1 中央制御室チェンジングエリア設営場所及び概略図」及び「図3.2.3 中央制御室チェンジングエリア」に、中央制御室チェンジングエリアにおける各エリア（靴着脱エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア、除染エリア）の広さがわかるよう概略寸法を追記した。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-43	図2.5-2 記載の適正化 ・作業用照明照度と無停電運転保安灯照度について、ディーゼル発電機給電・無停電運転の違いが分かるように記載を適正化した。 ・「無停電運転保安灯」の凡例について、「作業用照明（無停電運転保安灯）」に変更し、同一設備であることが分かるようにした。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-47	記載の適正化（名称統一） （旧）非常灯照明 （新）無停電運転保安灯	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-63	・「b. チェンジングエリアへの空気の流れ」に中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れを追記したため、26条-別添1-63ページを「（a）中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ」として、項目立てした。 ・図3.2-9内の名称を適正化した。 （旧）排気ダクト （新）排気口（化粧天井） （旧）給気ダクト （新）給気口 ・図3.2-9内に「チェンジングエリア出入口」及びスクリーニングエリアの幅「約1.3m」を追記した。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-64	「（b）中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れ」を追記した。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-65	26条-別添1-64ページにて図を追加したため、図番号を適正化した。（下線部参照） （旧）図3.2-10 （新）図3.2-11	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-67	26条-別添1-64ページの記載に合わせ、以下のとおり適正化した。（下線部参照） （旧）給気ダクト側 （新）中央制御室出入口扉近傍の給気口 （旧）排気ダクト側 （新）チェンジングエリア出入口近傍の排気口	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添1-81	添付2の文書を以下のとおり適正化した。（下線部参照） （旧） また、本評価結果は、原子炉格納容器のDFを1とした場合の結果であるが、原子炉格納容器のエアロゾル粒子に対するDFを10とした場合においては被ばく評価への影響はより軽減される。 （新） また、本評価結果は、原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対するDFを1とした場合の結果であるが、原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対するDFを10とした場合においては被ばく評価への影響はより軽減される。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	別添3表紙	表紙を以下のとおり修正した。（下線部参照） 女川及び泊の他条文との整合（記載統一） （旧） 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 原子炉制御室等 （新） 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 原子炉制御室等	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添3-2	女川及び泊の他条文との整合（記載統一）（下線部参照） （旧） 技術的能力に係る運用対策等（設計基準） 【26条 原子炉制御室等】 （新） 表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添3-3	泊のDB35条の変更内容を反映した。 ・主要設備 ・点検頻度 ・点検内容 ・備考	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r.7.0）	26条-別添3-3	女川及び泊のDB35条との整合に伴い表タイトルを修正した。（下線部参照） （旧） 参考第15-1 通信連絡設備の点検頻度一覧 （新） 表2 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-1	構内監視範囲の拡張のため、構内監視カメラの増設及び可視光カメラ（照明機能付き）を可視光と赤外線デュアルカメラに交換する方針としたことから、以下の記載を追記及び適正化した。（下線部参照） （旧） ・津波監視カメラを3台増設予定のため、「別添1 図2.1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図（監視カメラ）」を修正した。【比較表p26-別添1-13】 （新） ・津波監視カメラを3台、構内監視カメラを2台増設予定のため、別添1 図2.1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図（監視カメラ）」を修正した。【比較表p26-別添1-15】 ・構内監視カメラのうち、可視光カメラ（照明機能付き）2台を可視光と赤外線デュアルカメラに交換予定のため、「別添1 表2.1-2構内監視カメラの概要」を修正した。【比較表p26-別添1-17】	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-1	記載の適正化（下線部参照） （旧） 1-2)b. ・「別添1 図2.1-4 3号炉発電用原子炉施設と津波監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-16】 ・「別添1 図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-17】 （新） 1-2)b. ・「別添1 図2.1-4 3号炉発電用原子炉施設と津波監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-17】 ・「別添1 図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を追加【比較表p26-別添1-18】	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-1	記載の適正化（下線部参照） （旧） 1-2)d. ・酸素濃度計、二酸化炭素濃度計を酸素濃度・二酸化炭素濃度計に統合した。 （新） 1-2)d. ・設備の更新に合わせて、柏崎刈羽6、7号炉の知見を反映し、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計を酸素濃度・二酸化炭素濃度計に統合した。	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-2	泊欄「中央制御室遮へい」の相違理由に以下を追記した。 【追記】 ・泊では既許可・既工認において、当時常用漢字ではなかった「蔽」は用いず、ひらがなの「へい」を用いて設備名称を定めた。これらとの整合のため、設備名称については、ひらがなの「へい」を用いる（参考として、伊方3号炉もひらがなの「へい」を用いている）。 ・一方で設備名称以外においては、現在は常用漢字であること及び関係法令との整合を踏まえ、「蔽」を用いる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-2	泊欄「常設代替交流電源設備」の相違理由を以下のとおり記載適正化。（下線部参照） （旧） 【大飯】設備名称の相違（女川審査実績の反映） ・大飯3，4号炉は設備名称を記載しているが，泊3号炉及び女川2号炉はグループで記載している。 （新） 【大飯】設備名称の相違（女川審査実績の反映） ・大飯3，4号炉は設備名称を記載しているが，泊3号炉及び女川2号炉は総称で記載している。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-2	泊欄「非常用交流電源設備」の相違理由を以下のとおり記載適正化。（下線部参照） （旧） 【大飯】設備名称の相違（女川審査実績の反映） ・大飯3，4号炉は設備名称を記載しているが，泊3号炉及び女川2号炉はグループで記載している。 （新） 【大飯】設備名称の相違（女川審査実績の反映） ・大飯3，4号炉は設備名称を記載しているが，泊3号炉及び女川2号炉は総称で記載している。	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-3	泊欄「-」の相違理由に他電力実績として「（大飯3，4号炉と同様）」を追記。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-3	泊欄「アンユラス空気浄化設備」の相違理由に他電力実績として「（大飯3，4号炉と同様）」を追記。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-3	泊欄「中央制御室循環ファン」の相違理由に他電力実績として「（大飯3，4号炉と同様）」を追記。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	とりまとめた資料-3	泊欄「中央制御室給気ユニット」の相違理由に以下を追記。 【追記】 ・女川では本文中に記載がないことから括弧で示した。 ・大飯も中央制御室空調ユニットをSA設備に位置付けている。	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-1	別添3の資料名称の適正化（下線部参照） （旧） 別添3 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 原子炉制御室等 （新） 別添3 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 原子炉制御室等	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-1	相違理由の適正化（下線部参照） （旧） 【女川，大飯】別添名称の相違 （新） 【女川，大飯】記載表現の相違 ・女川及び泊の他条文との整合（記載統一）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.7.0)	26-2	概要の適正化(下線部参照) (旧) 3.において、追加要求事項に適合するための <u>技術的能力(手順等)</u> を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。 (新) 3.において、追加要求事項に適合するための <u>運用、手順等</u> を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.7.0)	26-2	相違理由の記載追加 (追記) 【大飯】記載表現の相違 ・女川及び泊の他条文との整合(記載統一)	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.7.0)	26-9, 12, 35	赤字の相違理由について、以下のとおり下線部を削除した。 (下線部参照) 【東海第二, 伊方】設備, 運用の相違 ・有毒ガスに係る調査の結果, 現時点においては, スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源がないため, スクリーニング評価において有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤がない, 及び敷地内可動源については, 漏洩時の防護措置を取ることによる相違。	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.7.0)	26-33, 46	記載の適正化(下線部参照) 6.10.1.2(8)及び6.10.1.7(7) (旧) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される (新) 発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性があると想定される 上記適正化に伴い, 相違理由を追記 【女川】記載表現の相違	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r.7.0)	26-33~34	高浜1/2号炉及び美浜3号炉を参照し, 記載を適正化した(下線部参照) (旧) 中央制御盤は, 発電用原子炉及び <u>主要な関連設備の計測制御装置による運転監視操作機能を設けた主盤</u> , 発電用原子炉及び <u>主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために設けた運転指令卓及び大型表示盤</u> で構成する。主盤は, 発電用原子炉及び <u>主要な関連設備の通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に必要な盤面器具及び盤面表示(指示計, 記録計, 操作器, 警報表示)</u> を運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮して配置する。 (新) 中央制御盤は, <u>原子炉制御設備, プロセス計装, 原子炉保護設備, 工学的安全施設, 蒸気タービン設備, 電気設備等の計測制御装置による運転監視操作機能を設けた主盤</u> , 発電用原子炉及び <u>主要な関連設備の状況の把握が容易となるよう支援するために設けた運転指令卓及び大型表示盤</u> で構成する。主盤は, 発電用原子炉施設の <u>通常運転時, 運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時の対応に必要な盤面器具及び盤面表示(指示計, 記録計, 操作器, 警報表示)</u> を運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮して設置する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-39	赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【女川】設備の相違 ・女川は非常用直流電源から給電する直流照明兼非常用照明を設置しており、泊は蓄電池内蔵の無停電運転保安灯及び可搬型照明を設置している。全交流動力電源喪失時の照明を確保するための設備を設置する方針は同様である。（大飯と同様）	
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-41～26-42	P26-41の最後に記載の赤字の相違理由について、以下のとおり修正を実施した。（下線部参照） （旧） 【女川】設計の相違 ・泊3号炉の中央制御室には、 <u>運転操作に必要な設備を配置し、制御装置は中央制御室とは別の計装盤室に設置する設計としていることから、a～kに該当する設備は中央制御室内にはない。</u> なお、a～kに該当する監視・操作機能は <u>（1）中央制御盤に集約されている。</u> （玄海3，4号炉と同様の配置設計） （新） 【女川】設計の相違 ・泊3号炉は、 <u>女川2号炉が記載しているa～kに該当する計測制御装置を中央制御室とは別の計装盤室に設置する設計としている。</u> なお、 <u>女川2号炉が記載しているa～kに該当する監視・操作機能は中央制御盤に集約されている。</u> （玄海3，4号炉と同様の配置設計）	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-42～26-43	P26-42の最後に記載の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【女川】設備の相違 ・泊は日射量、放射収支量のパラメータは気象観測設備の監視端末（モニター）にて監視する設計としている。 なお、泊では保安規定で定める記録として保存する風向、風速、雨雪量及び気温を監視記録計に取込んでいる。 <u>（これらパラメータの表示方法は詳細設計によるものでありプラント間で相違あるが、これらパラメータを中央制御室で監視可能とする設計方針は大飯、女川と相違ない）</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-45	記載の適正化（下線部参照） （旧） 6.10.1.7 評価 （1）中央制御室には、中央制御盤を設けており、集中的に監視及び制御を行うことができる。 また、中央制御盤は誤操作、誤判断を防止でき、かつ、操作を容易に行うことができる。 （新） 6.10.1.7 評価 （1）中央制御室には、中央制御盤を設けており、発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況、主要パラメータについて、集中的に監視及び制御を行うことができる、 また、中央制御盤は誤操作、誤判断を防止でき、かつ、操作を容易に行うことができる。 上記適正化に伴い、相違理由を追記 【女川】記載方針の相違 ・6.10.1.2 設計方針(1)中央制御室の記載を基に、中央制御盤で集中的に監視及び制御を行う対象を明確にした。	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-61	赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。 （下線部参照） 【女川】設備の相違 ・単一設計設備の相違（伊方、美浜と同様）	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-63	(a) 中央制御室非常用循環フィルタユニットの容量の記載を以下のとおり適正化した。（下線部参照） （旧） 容 量 約85m ³ /min（1基当たり） （新） 容 量 約85m ³ /min	
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-67	記載の適正化（下線部参照） （旧） また、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。 （新） また、津波襲来時及び高潮時の海面変動を把握するため、津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。 上記適正化に伴い、相違理由を追記 【女川】記載の充実 ・設置目的を記載	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-13	構内監視カメラの増設に伴い、設置場所を追記した。（下線部参照） （旧） 3号炉北東法面，2号炉タービン建屋屋上，固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上に設置する （新） 3号炉北東法面，2号炉タービン建屋屋上，固体廃棄物貯蔵庫屋上， <u>1号炉原子炉建屋壁面</u> ， <u>1号及び2号炉背後法面</u> ，及び開閉所遮風建屋屋上に設置する	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-14	図2.1-1 記載の適正化 ・電話，FAX，PC等についてどの情報をどの端末で確認（収集）しているか整理し，補足情報を別添1の図に追記した。 上記に伴い，以下を相違理由に追記した。 【女川】記載の充実 ・パソコン，テレビ，ラジオ等で入手する情報を記載した。	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-14	構内監視カメラの増設及び生物学的事象を把握するための基準適合上必要な設備を取水ピット水位計のみとしたため，「図2.1-1 中央制御室における外部状況把握のイメージ」を修正した。 （下線部参照） 追加 構内監視カメラ④（1号炉原子炉建屋壁面） 追加 構内監視カメラ⑤（1号及び2号炉背後法面） 修正 （旧）構内監視カメラ④⑤（開閉所遮風建屋屋上） （新）構内監視カメラ⑥⑦（開閉所遮風建屋屋上） 削除 スクリーン水位差	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-14	赤字の相違理由について，以下のとおり他社実績を追記した。 （下線部参照） 【女川】設備の相違 ・泊は潮位が監視可能であることから記載を追加 （大飯と同様。大飯の図2-4には図示されていないが，大飯の表2-2には潮位が記載されており，大飯と同様である）	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-15	生物学的事象を把握するための基準適合上必要な設備を取水ピット水位計のみとしたため，「図2.1-2 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図（取水ピット水位計，潮位計及び気象観測設備）」からスクリーン水位差計を削除した。 上記に伴い，下記相違理由を削除した。 ・泊は生物学的事象の把握手段として，スクリーン水位差計も考慮しているため，その配置を図示している	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-15	構内監視カメラの増設に伴い、「図2.1-3 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図（監視カメラ）」を修正した。 追加 構内監視カメラ④（1号炉原子炉建屋壁面） 追加 構内監視カメラ⑤（1号及び2号炉背後法面） 修正 （旧）構内監視カメラ④⑤（開閉所遮風建屋屋上） （新）構内監視カメラ⑥⑦（開閉所遮風建屋屋上） 追加 凡例 構内監視カメラの増設に伴い、相違理由を修正した。 （旧） ・泊は立地的要因から9台の監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため （新） ・泊は立地的要因から11台の監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-15	赤字の相違理由（2箇所）について、以下のとおり他社実績を追記した。 （下線部参照） 【女川】設備の相違 ・泊は津波の把握手段として、潮位計も考慮しているため、その配置を図示している（大飯と同様） 【女川】設備の相違 ・泊は立地的要因から11台の監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため（立地的要因によりプラントごとにカメラ台数は相違するが、監視カメラの設計方針は大飯、女川と相違ない）	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-16	記載の適正化（下線部参照） （旧）水平360°，垂直90°の旋回が可能な設備とすること （新）水平360°，垂直上下90°の旋回が可能な設備とすること 上記適正化に伴い、相違理由を追記 【女川】記載表現の相違	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-16	<p>構内監視カメラの増設に伴い、設置場所を追記した。（下線部参照）</p> <p>（旧） 構内監視カメラは、自然現象等の監視強化のため3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上及び開閉所遮風建屋屋上に5台設置し</p> <p>（新） 構内監視カメラは、自然現象等の監視強化のため3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上、1号炉原子炉建屋壁面、1号及び2号炉背後法面、及び開閉所遮風建屋屋上に7台設置し</p> <p>構内監視カメラの増設に伴い、相違理由を修正した。</p> <p>（旧） ・泊は立地的要因から5台の構内監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため</p> <p>（新） ・泊は立地的要因から7台の構内監視カメラで2.1.4項に記載する自然現象等を把握可能なため</p>	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-16	<p>山側の開閉所遮風建屋屋上の構内監視カメラを可視光と赤外線デュアルカメラに交換する方針としたため、下記記載を修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧） なお、<u>可視光カメラ（照明機能を使用する場合も含む）</u>による監視</p> <p>（新） なお、<u>可視光カメラによる監視</u></p> <p>赤外線カメラへの交換に伴い、下記相違理由を削除した。</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は2機種の構内監視カメラを設置しており、概要表が2つあるため</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊は赤外線カメラの他に照明機能付きの可視光カメラも設置しているため</p>	
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-17	<p>表2.1-1中の電源供給欄について記載を適正化した。（下線部参照）</p> <p>（旧） 代替交流電源設備から給電可能</p> <p>（新） <u>非常用所内電源（代替交流電源設備から給電可能）</u></p>	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-17	<p>表2.1-1中の積雪荷重欄について設計基準積雪量を見直したことから記載を修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧） 積雪（150 cm）による荷重を考慮</p> <p>（新） 積雪（189 cm）による荷重を考慮</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-17	表2.1-2中の電源供給欄について記載を適正化した。（下線部参照） （旧） 常用系電源 （新） 常用所内電源	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-17	表2.1-2中の積雪荷重欄について設計基準積雪量を見直したことから記載を修正した。（下線部参照） （旧） 積雪（150 cm）による荷重を考慮 （新） 積雪（189 cm）による荷重を考慮	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-17	表2.1-2中の台数について、増設するカメラ及び交換するカメラの設置場所を追記した。 追加 1号炉原子炉建屋壁面 1台 追加 1号及び2号炉背後法面 1台 追加 開閉所遮風建屋屋上 2台	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-17	可視光カメラ（照明機能付き）を可視光と赤外線デュアルカメラに交換するため、表2.1-3 構内監視カメラの概要を削除した。 また、以下の相違理由を削除した。 ・表2.1-3の構内監視カメラは暗視機能（赤外線カメラ）に代わり、照明機能付きの可視光カメラ（高感度カメラ）を採用し、昼夜にわたり監視が可能な設計としている。	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-17	上の2箇所の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【女川】設備の相違 ・光学ズーム倍率、遠隔可動範囲の相違（詳細設計によるものでありプラント間で相違あるが、監視カメラの設計方針は大飯、女川と相違ない） 【女川】設計方針の相違 ・構内監視カメラは、自然現象を監視するための設備であることを踏まえ、カメラ架台の据付強度上、風及び積雪荷重を考慮している。（大飯と同様）	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-18	構内監視カメラの増設に伴い、「図2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲」を修正した。 追加 構内監視カメラ④（1号炉原子炉建屋壁面） 追加 構内監視カメラ⑤（1号及び2号炉背後法面） 修正 （旧）構内監視カメラ④⑤（開閉所遮風建屋屋上） （新）構内監視カメラ⑥⑦（開閉所遮風建屋屋上）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-20	26条-別添1-17から「表2.1-3」削除に伴い、「表2.1-4」を「表2.1-3」に修正した。 表2.1-3中の生物学的事象の把握手段から「スクリーン水位差計」を削除した。 また、相違理由から以下の記載を削除した。 【女川】設備の相違 ・泊はスクリーン水位差計を設置しているため、生物学的事象の把握手段に記載を追記	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-20	上から1つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【女川】設備の相違 ・泊は潮位計を設置しているため、津波の把握手段に記載を追記（大飯と同様）	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-22	26条-別添1-17から「表2.1-3」削除に伴い、「表2.1-5」を「表2.1-4」に修正した。 表2.1-4から「スクリーン水位差」を削除した。 また、相違理由に以下を追記した。 【大飯】設計方針の相違 ・泊は生物学的事象を把握するための基準適合上必要な設備を取水ピット水位計としている（女川と同様）なお、泊もスクリーン水位差は把握可能である。	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-22	上から2～4の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【大飯】設備の相違 ・泊に大気圧計はないが公的機関の天気図にて大気圧を把握可能であるため、実質的な相違はない（女川と同様。中央制御室にて天気図から大気圧を把握することは可能である。） 【女川】設備の相違 ・泊は潮位が監視可能であることから記載を追加 （大飯と同様） 【大飯】設備の相違 ・泊はダスト・よう素のモニタリングは手分析にて行い、中央制御室にて把握できないため、記載していない （手分析による手法は東海第二と同様）	
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-28	上から2つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【女川】設備の相違 ・女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。（大飯、伊方、川内と同様）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-29 26-別添1-78	「図2.3-1 中央制御室チェンジングエリア設営場所及び概略図」及び「図3.2.3 中央制御室チェンジングエリア」に、中央制御室チェンジングエリアにおける各エリア（靴着脱エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア、除染エリア）の広さがわかるよう概略寸法を追記した。	
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-36	以下の相違理由の誤記を修正し、他社実績を追記した。（下線部参照） （旧）・泊の中央制御室空調装置のダンパは空気作動ダンパであり、全交流動力電源喪失時には、駆動源である制御用空気喪失により自動で閉止閉動作する。 （新）・泊の中央制御室空調装置のダンパは空気作動ダンパであり、全交流動力電源喪失時には、駆動源である制御用空気喪失により自動で閉動作する。 <u>（大飯と同様）</u>	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-63	上から2つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【女川】設備の相違 ・女川は非常用直流電源から給電する直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置している。泊は全交流動力電源喪失時の照明は無停電運転保安灯にて確保する。 <u>（大飯と同様）</u>	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-63	図2.5-2 記載の適正化 ・作業用照明照度と無停電運転保安灯照度について、ディーゼル発電機給電・無停電運転の違いが分かるように記載を適正化した。 ・「無停電運転保安灯」の凡例について、「作業用照明（無停電運転保安灯）」に変更し、同一設備であることが分かるようにした。 ・上記に伴い、相違理由に以下のとおり追記した。（下線部参照） （旧） 【大飯、女川】記載表現、設備名称の相違 （新） 【大飯、女川】記載表現、設備名称の相違 ・泊の作業用照明照度と無停電運転保安灯照度について、ディーゼル発電機給電及び内蔵蓄電池給電の違いが分かるように記載を追加。	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-66	上から1つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【女川】設備の相違 ・照明の台数の違いはプラント固有の設計。 ・泊の設置数は大飯の1ユニット当たりの設置数と同じ。	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-66	上から2つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【女川】運用の相違 ・泊では可搬型照明（懐中電灯）、可搬型照明（ヘッドライト）の予備を運転員6名分確保している。 <u>（大飯と同様）</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-67	記載の適正化 （旧） 非常灯照明 （新） 無停電運転保安灯	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-75	表3.2-1内の改行マークを削除した。	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-78	泊のチェンジングエリアの幅（約2.0m）について、他社プラントとの比較結果を踏まえ、以下のとおり相違理由に追記した。 （追記） 【女川，大飯】設計の相違 ・各社チェンジングエリアの広さに相違がある。 ・泊のスクリーニングエリアの寸法及び面積を他社プラントと比較した結果、横（幅）の寸法は大飯3，4号炉と同等，面積は上位の方であり，放管班員が身体汚染検査を行うことに支障がない広さを確保している。 ・靴着脱エリア，脱衣エリア及び除染エリアについても他社プラントと比較した結果，同等の広さを確保している。 ・スクリーニングエリア横通路部についても東海第二と同様，通行に必要な0.6mの幅に対して約0.7m確保している。	
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-83	赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。 （下線部参照） 【女川】運用の相違 ・女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊は脱衣エリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。（大飯，伊方と同様）	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-89	・「b. チェンジングエリアへの空気の流れ」に中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れを追記したため、「（a）中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ」として項目立てした。	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-90	・図3.2-9内の名称を適正化した。 （旧）排気ダクト （新）排気口（化粧天井） （旧）給気ダクト （新）給気口 ・図3.2-9内に「チェンジングエリア出入口」及びスクリーニングエリアの幅「約1.3m」を追記した。	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-91	「（b）中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れ」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-100	赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。 （下線部参照） 【大飯】運用の相違 ・泊は発電所対策本部長がマスク着用を判断するのではなく、炉心出口温度と格納容器内高レンジエアモニタの指示値による着用基準により、発電課長（当直）がマスク着用の判断をすることとしている。（伊方、川内と同様） また、本相違理由（【大飯】運用の相違）については、技能1.16の記載適正化予定リスト（No. 2）と同様に、3ボツ目に新たな相違理由を追記するとともに他社実績を反映する。（下線部参照） ・泊のマスク着用の判断基準は、炉心損傷の判断基準である炉心出口温度350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ（高レンジ）1×105mSv/hを「及び」ではなく「又は」の条件にすることで、炉心損傷前にマスク着用を判断し、確実に被ばく防護を図る方針としているため、先行プラント実績のない判断基準となっている。	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-100～101	赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。 （下線部参照） 【女川】設計の相違 ・女川は電動ファン付き全面マスク及び全面マスクを全面マスク等と整理しているのに対し、泊では電動ファン付き全面マスクは配備しない。（大飯、伊方、川内と同様）	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-101	上から1つ目の赤字の相違理由について、以下のとおり他社実績を追記した。（下線部参照） 【女川】設計の相違 ・女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。（大飯、伊方、川内と同様）	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添1-112, 113	赤字の相違理由について、相違理由に以下の記載を追記した。 （下線部参照） （新） 【大飯】設備の相違 ・大飯はツインプラントのため重大事故時の要員が多い。 ・美浜の評価人数は設計基準事故時11名、重大事故時12名でシングルプラントの泊と同等。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）	26-別添1-132	添付2の文書を以下のとおり適正化した。（下線部参照） （旧） また、本評価結果は、原子炉格納容器のDFを1とした場合の結果であるが、原子炉格納容器のエアロゾル粒子に対するDFを10とした場合においては被ばく評価への影響はより軽減される。 （新） また、本評価結果は、原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対するDFを1とした場合の結果であるが、原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対するDFを10とした場合においては被ばく評価への影響はより軽減される。	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）	26-別添1-139	赤字の相違理由（2箇所）について、相違理由に以下の記載を追記した。 （下線部参照） （新） 【大飯】設備の相違 ・大飯はツインプラントのため、通常時の在室人数及び重大事故等時の対応要員が多い。 ・美浜の評価人数は設計基準事故時11名、重大事故時12名でシングルプラントの泊と同等。	
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）	26-別添2-44	・記載の適正化を実施 （旧）小樽地域気象観測所 （新）小樽特別地域気象観測所 （旧）寿都地域気象観測所 （新）寿都特別地域気象観測所 ・気象官署の所在地について以下を追記し、記載の拡充を行った。 「また、気象官署の所在地について第1図に示す。」	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）	26-別添2-49, 50	気象官署について、観測している高さを追記した。	
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）	26-別添2-51	気象官署の所在地を図示した。	
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）	26-別添2-115	当社のみ記載（青字部分）している以下の記載は削除する。 「5.1.2(3) b) 3) iv) 拡散パラメータの値は σ_{yo} 、 σ_{zo} が支配的となるが、 σ_y 及び σ_z は0 とはしていない。」	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）	26-別添2-116, 117	選定する方位の記載（青字部分）については、泊のみ詳細に記載を行っていたが、先行と状況は同じであるため先行実績を反映し以下の記載に修正する。 「全16方位について次の三つの条件に該当する方位を選定し、すべての条件に該当する方位を評価対象として評価している。」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添2-155	女川実績の反映として、以下の適正化を行う。 （旧）7.5(1) 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく及び吸入摂取による入退域時の被ばく経路からの… （新）7.5(1) 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく及び吸入摂取による入退域時の被ばく経路からの…	
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添3-1	女川及び泊の他条文との整合（記載統一）（下線部参照） （旧） 泊発電所3号炉 技術的能力説明資料 原子炉制御室等 （新） 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 原子炉制御室等	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添3-1	女川及び泊の他条文との整合に伴い相違理由を修正した。 （下線部参照） （旧） 【女川】 ・記載表現の相違（大飯実績の反映） （新） 【大飯】 ・記載表現の相違 ・女川及び泊の他条文との整合（記載統一）	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添3-3	女川及び泊の他条文との整合（記載統一）（下線部参照） （旧） 技術的能力に係る運用対策等（設計基準） 【26条 原子炉制御室等】 （新） 表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.7.0）	26-別添3-3	女川及び泊の他条文との整合に伴い相違理由を修正した。 （下線部参照） （旧） 【女川】 【大飯】 ・記載表現の相違（大飯実績の反映） （新） 【女川】 【大飯】 ・記載表現の相違 ・女川及び泊の他条文との整合（記載統一）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）	26-別添3-4	女川及び泊のDB35条との整合に伴い表タイトルを修正した。 （下線部参照） （旧） 参考第15-1 通信連絡設備の点検頻度一覧 （新） 表2 通信連絡設備（設計基準）における点検項目並びに点検頻度	
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）	26-別添3-4	泊のDB35条の変更内容を反映した。 <ul style="list-style-type: none"> ・主要設備 ・点検頻度 ・点検内容 ・備考 	